

第3章

病院等による子育て支援にかかる取組の事例調査（文献調査）

1. 文献調査の概要
2. 調査結果

1. 文献調査の概要

文献調査の概要

<p>調査目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代の病院薬剤師確保のために、薬剤師の病院業務と子育てを両立できるよう、組織制度、職場環境づくり等の在り方について示唆を得る。 このため子育て世代の薬剤師確保のための取組事例や他の医療従事者における先駆的な施策・取組等について調査・把握の取組を収集した。
<p>調査対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤師や医師等における子育て世代の薬剤師確保に資する取組事例
<p>調査方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> Webや文献等の公開情報から、医療機関や自治体等における子育て世代の病院薬剤師確保に資する取組を収集した。
<p>調査期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2023年8月～2024年2月 ※子育て中の薬剤師へのヒアリング調査を数件実施し、子育て世代の病院薬剤師の課題・ニーズの概観を把握した後に実施した
<p>調査内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 病院等による子育て中の職員を支援する取組（支援制度、情報発信、雰囲気づくりなど） ※ 薬剤師が取組の対象職種として該当するのであれば薬剤師のみを対象とした取組でなくても良い

2. 調査結果

事例1、2

医師（放射線科医）や薬剤師を対象に在宅ワークを導入している病院の導入事例である。

病院勤務の医師による在宅ワーク導入の事例

- 兵庫医科大学では、放射線科医が在宅ワークで検査画像診断を行っている。

◆在宅ワークの対象

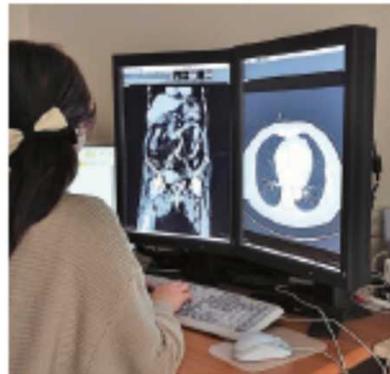
- 放射線科の教員（医師）または病院助手で、放射線科専門医の資格を有する者
- 満9歳未満の実養子と同居し、当該子を家庭において養育する必要のある者

◆在宅ワークが可能な期間

- 教員（医師）：1週あたり2日（または半日4回）
- 病院助手：1年度のうち、所定の期間単位。月単位での在宅勤務の場合は、毎月2回以上の出勤を義務。
- いずれも最長で通算3年以内

◆業務内容

- 検査画像の読影業務
- 在宅勤務者の自宅に、読影に必要なネットワーク機器類（セキュアな専用回線、高精細モニターを含むPCシステム等）を用意。通信回線利用料も含めて費用は学校法人側が負担。機器使用時の電気料金のみ在宅勤務者が負担。



（出典）

- 東京都産業労働局, スムーズBiz, TELEWORK活用ヒント, 医療・福祉
https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/telework/medical_welfare_handbook.pdf
- 兵庫医科大学, 多忙な医師のワーク・ライフ・バランス実現を応援する「在宅勤務制度」を導入 (2018年2月19日)

病院薬剤師の在宅ワーク導入の事例

- JA長野厚生連北信総合病院の薬剤部では、3名で業務分担する医薬品情報部門の1名が在宅勤務を実施している（在宅ワーカー以外の2名は病棟薬剤業務と兼務）。

◆実施方法

- 週に1回は病院への出勤日を作っている
- 在宅ワークは、SNS機能を持つ勤怠管理システムを利用して同僚と成果物の共有、情報交換を行う、WEB会議システムMicrosoft Teamsを用いて定期的な会議を実施
- 在宅ワークの業務は、患者の診療情報を取り扱わない業務のみとし、院外への診療情報持ち出し禁止のルールを徹底している。

◆結果・成果

- 在宅勤務者の成果物への同僚の評価は満足が65.2%、やや満足が26.1%あわせて91.3%であった。
- 院内の薬剤師を対象としたアンケート調査では、医薬品情報管理業務、院内学習会の参加、委員会業務等において在宅勤務の実施可能性があるとの回答が多かった。

在宅ワークを行う病院薬剤師の主な業務内容・成果物 ▶

Table 2 在宅勤務を主とする薬剤師の業務内容（成果物）一覧

<主体的に取り組んだ業務>
・がん化学療法毎の患者向け説明書の作成・改訂
・医薬品情報（薬剤部から院内に発信する情報）の作成：計11回
・持参薬登録手順書の作成
・病院ホームページ公開用の化学療法レジメン集の作成
・注射剤の院内使用ガイドの作成・改訂
・がん性疼痛におけるオピオイド製剤使用マニュアルの改訂
・手術前休業期間の目安の改訂
・患者向け資料：糖尿病の薬物療法、簡易懸濁法の改訂
・薬剤師向け資料：妊婦・授乳婦に対する薬の使い方の作成
・RMPの一環で作成された患者向け説明書のある薬剤リストの作成
<確認や指導の立場で取り組んだ業務>
・医薬品情報（薬剤部から院内に発信する情報）の作成：計13回
・院内フォーミュラリーの作成 （骨粗鬆症治療薬、糖尿病治療薬、てんかん重積時に使用する薬物治療）
・造影剤適正使用ガイドの作成
・簡易懸濁法マニュアルの改訂
・緩和ケアマニュアルの改訂
・吸入薬連携のためのツール作成

（出典）森川ら, 病院薬剤師の在宅勤務:新しい働き方の一例, 社会薬学, 2022年, Vol.41 No.1, PP.32-41

事例3

医師を対象に復職支援制度を整備している病院の事例である。

院内における女性医師等のための復職支援制度の整備

・300床規模の総合病院における復職支援制度の例。

◆ 育児休暇明けのサポート

- ・ 復職時の医学知識、医療技術、家族等の協力状況を確認、各診療科の復帰研修プログラムに従い段階的に勤務日数を増やしていく等、休業前の医療レベルを目標にOJTを通じてスムーズな復帰を図る。

◆ 離職中の医師の再就業促進

- ・ 出産・育児等によってやむなく勤務を中断、再就業を希望する医師に対し、各医師のレベルに応じたきめ細かい最新の医療技術を研修するプログラムを策定、各科長が研修指導医となり再就業の為の研修を実施する。

◆ 院内保育所の設置

- ・ 院内に年中無休、24時間保育の託児所を設置。日当直の際のスポットニーズにも対応している。院内に小児科病棟を持ち、病後児等にも柔軟に対応可能。

◆ 就労相談窓口の設置

- ・ 育児・介護中の者、離職後の再就業の希望者、その他、仕事と家庭の両立のための相談希望者を対象に、就労相談窓口を設置し、相談に応じている。

◆ 女性医師の復職、入職実績

	女性医師 入職数	女性医師復職 (育休明け)
2018年	3	2
2019年	4	1
2020年	3	0
2021年	1	1
2022年	2	1

※2023年4月時点 常勤医師数47名
(内、女性医師は17名)
※表はHP掲載情報に基づき
NTTデータ経営研究所作成



院内の保育所の様子等をWEBサイトに掲載している ▶

(出典)武蔵村山病院
https://www.yamatokai.or.jp/musasimurayama/recruit/dr_support/

事例4、5

地域において、企業出身者等を対象とした復職支援制度を設けている事例である。

地域における復職支援の取組

・三重県薬剤師会の取組

◆ 復職希望者の不安を解消するための研修会の開催

《取組背景》

- ・ 復職希望者は、刻々と変わる医療現場から離れていたために、技術が追いつかないのではないかと不安が大きい。このような不安を解消することを目的として研修会を開催している。主催は三重県薬剤師会であるが、行政、大学、県内病院の協力を得て実施している。

《参加条件》

- ・ 条件は設けていないが、育児による未就業者、MRや製造業からの転職等をメインターゲットとしている。

《研修内容》

- ・ 研修会では、行政、大学、病院のそれぞれの立場から、必要なスキルや業務内容を伝えることを重視している。4回セットの講義である。費用負担はない。
 - ・ 薬剤師の現状、薬剤師の役割の説明
 - ・ 大学での6年制のカリキュラムの講義の体験
 - ・ 薬局の調剤事例体験（午後半日、3～4 時間程度）
 - ・ 病院見学と手技体験（午後半日、3～4 時間程度）

《主な実績》

- ・ 参加者数は、10人 / 年、多いときで 20 人 / 年程。

（出典）令和3年度厚生労働省医薬・生活衛生局総務課委託事業「薬剤師確保のための調査・検討事業」報告書
<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000963766.pdf>

・長野県薬剤師会の取組

◆ 基金を活用した薬剤師復職・就業支援事業

- ・ 地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師復職・就業支援事業として、出産や育児等からの現場復帰、I・Uターン、薬学生を対象としたオンライン説明会や研修会を実施。

《研修内容》

<講義内容(動画教材)>

- ①保険薬局・保険薬剤師とは / ②保険調剤の実際 / ③リスクマネジメント / ④訪問実践マニュアル / ⑤施設関連マニュアル / ⑥認知症 / ⑦緩和ケアの基礎知識 / ⑧病院薬剤師の業務

<研修テキスト・参考資料(無償配布)>

- ①保険調剤ガイドブック / ②高齢者・在宅患者の服薬支援ガイドブック / ③対面話法例示集 / ④患者のための薬局ビジョン / ⑤調剤事故防止テキスト / ⑥アンチドーピングガイドブック等

<薬局実習>

調剤室業務、カウンター業務、保険請求業務 等

<病院実習>

実習内容：調剤室業務、処方設計、カルテの読み方、病棟業務、注射薬、チーム医療、入退院関連業務等

- ・ SNSなど、若年層に訴求力のある媒体を使った周知を行う。

（出典）一般社団法人 長野県薬剤師会 令和5年度薬剤師復職・就業支援事業について
<https://www.naganokenyaku-reinstatement.jp/>



事例6

送迎時間に配慮したフルタイム勤務制度を整備している病院の事例である。

送迎時間に配慮したフルタイム勤務制度の整備

・日本赤十字社でこどもが小学校入学前まで申し出ることのできる制度。

◆ 時差出勤

- こどもを保育園に預けて出勤すると、始業時刻に間に合わない場合などに、始業または終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる時差出勤を申し出ることによって、勤務時間を短縮せずに働くことができる。
 (例) 始業時刻の繰り下げ
 【通常勤務】9:00～17:30 → 【時差出勤】10:00～18:30

◆ 時間外勤務の制限

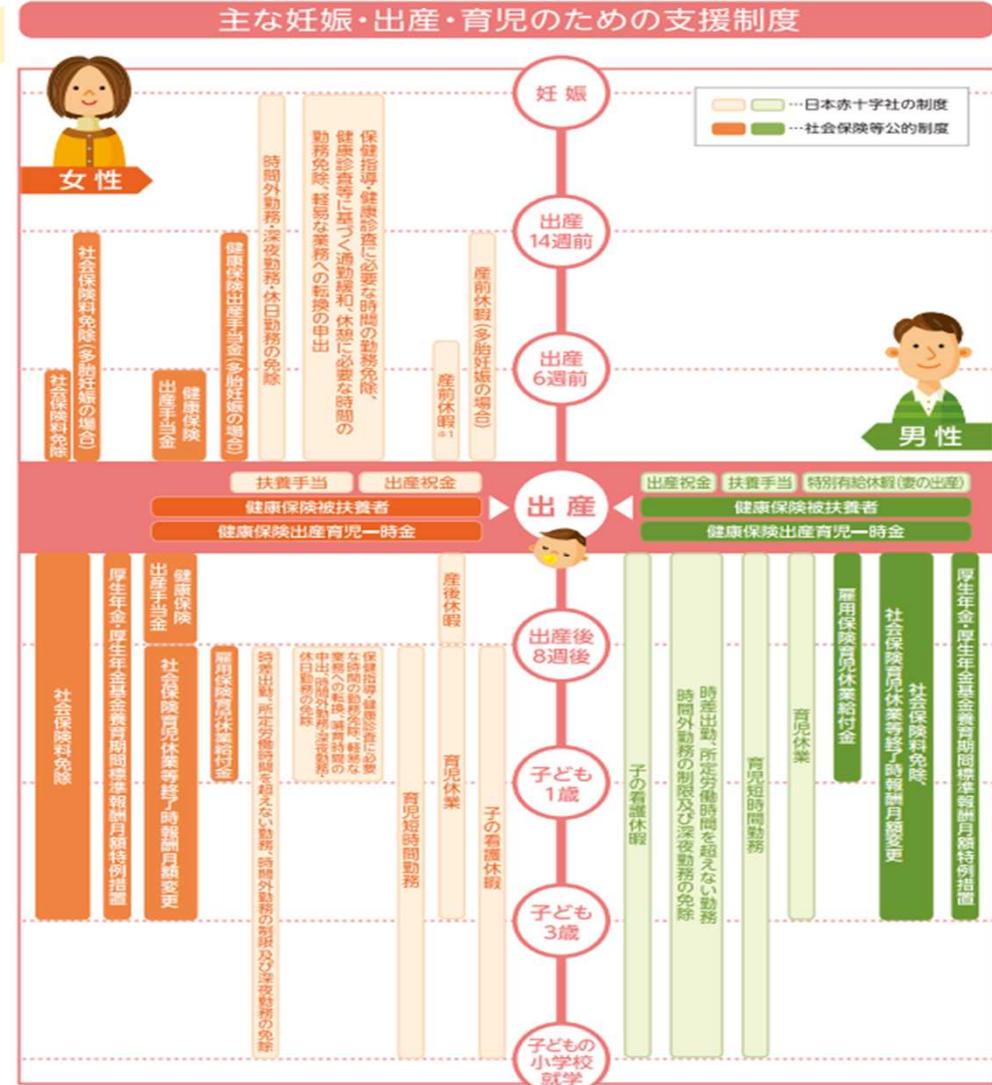
- 時間外勤務の制限を申し出ることによって、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除き、時間外勤務を1月24時間、年間150時間以内に制限することができる。

◆ 所定労働時間を超えない勤務

- 所定労働時間を超えない勤務を申し出ることによって、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除き、時間外勤務が免除される。

◆ 深夜勤務の免除

- 深夜勤務の免除を申し出ることによって、一定期間深夜勤務が免除される。
 (勤続1年未満、夜勤専従者、配偶者が深夜にこどもを養育できる場合等は対象外)



※1…産前休業は、出産7週間前から取得することができます。なお、出産手当金の支給及び、社会保険料の免除は出産6週間前から受けられます。

(出典)日本赤十字社の妊娠出産育児のための支援制度
https://www.jrc.or.jp/advertise/pdf/shienseido_20180401.pdf